

○公職選挙法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第一章 選挙人名簿等の様式</p> <p>（選挙人名簿登録証明書の交付の申請等）</p> <p>第三条 令第十八条第一項の規定による選挙人名簿登録証明書の交付の申請は、船員手帳若しくは船員であることを証する書面又は法第四十九条第七項に規定する船員手帳に準ずる文書を添えて、文書でしなければならない。</p> <p>2 前項の申請の文書は、別記第四号様式に準じて作成しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式等）</p> <p>第十条の六 令第五十九条の六第二項の規定による請求書の様式は、別記第十三号様式の八に準じて作成しなければならない。</p> <p>2 令第五十九条の六の三第一項の規定による請求書の様式は、別記第十号様式の八の二に準じて作成しなければならない。</p>	<p>第一章 選挙人名簿等の様式</p> <p>（選挙人名簿登録証明書の交付の申請等）</p> <p>第三条 令第十八条第一項の規定による選挙人名簿登録証明書の交付の申請は、船員手帳又は船員であることを証する書面を添えて、文書でなければならない。</p> <p>2 前項の文書は、別記第四号様式に準じて作成しなければならない。</p> <p>3 令第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書は、別記第四号様式の二に準じて調製しなければならない。</p> <p>（指定船舶）に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式等）</p> <p>第十条の六 令第五十九条の六第二項の規定による請求書の様式は、別記第十三号様式の八に準じて作成しなければならない。</p> <p>2 前項の請求書には、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第九条第一項の船舶検査証書、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第六項の許可証又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第六条第一項の許可証の写しを添えな</p>

3 前二項の請求書には、次の各号に掲げる令第五十九条の六第二項の規定による申出又は令第五十九条の六の三第一項の規定による請求をする船員が乗船する船舶の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならぬ。ただし、第十七条の二第一項第六号に定める船舶にあつては、この限りでない。

一 法第四十九条第七項に規定する指定船舶 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第九条第一項に規定する船舶検査証書、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第六項に規定する許可証又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第六条第一項に規定する許可証の写し

二 第十七条の二第二項に定める船舶 船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令（昭和二十六年運輸省令第五十四号）第三条第一項に規定する使用船舶明細報告書の写し又はこれに準ずるもの

4 令第五十九条の六の三第二項に規定する総務省令で定める書面は、同条第一項の規定による請求をする船員が乗船することが見込まれる令第五十五条第六項に規定する指定船舶等の当該請求の時に於ける船員法（昭和二十二年法律第百号）第十八条第一項第二号に規定する海員名簿の写しその他の当該指定船舶等に乗る日本国民たる船員の数が二人以下であると見込まれることを証する書面とする。

（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の様式等）

第十条の七 令第五十九条の六第二項又は第五十九条の六の三第一項の規定による請求に基づいて交付する投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒

ければならぬ。ただし、第十七条の二第六号に定める船舶にあつては、この限りでない。

（新設）

（新設）

（指定船舶に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の様式）

第十条の七 令第五十九条の六第二項の規

は、それぞれ別記第十三号様式の九及び第十三号様式の十に準じて調製しなければならない。

2 令第五十九条の六の三第三項に規定する確認書（次条第一項において「確認書」という。）は、別記第十三号様式の九の二に準じて調製しなければならない。

（不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の不在者投票における確認書の受信等）

第十条の七の二 法第四十九条第七項に規定する総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第五十九条の六の三第六項の規定により送信された確認書を受信したときは、当該確認書を受信した用紙の余白に、当該確認書を受信した日時を印字しなければならない。

2 令第五十九条の六の三第六項に規定する総務省令で定める方法は、電話その他の方法とする。

（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の保管箱及び保管用封筒の様式）

第十条の八（略）

（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における受信用紙の様式等）

第十条の九 令第五十九条の六第九項又は第五十九条の六の三第七項（令第五十九条の六の四第二項において読み替えて適用される場合を含む。）

次項において同じ。）の規定により送信された投票の受信に用いるべき用紙は、別記第十三号様式の十三に準じて調製しなければならない。

2 法第四十九条第七項に規定する総務省令で指定する市町村の選挙管理

は、それぞれ別記第十三号様式の九及び第十三号様式の十に準じて調製しなければならない。

（新設）

（新設）

（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の保管箱及び保管用封筒の様式）

第十条の八（略）

（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における受信用紙の様式等）

第十条の九 令第五十九条の六第九項

の規定により送信された投票の受信に用いるべき用紙は、別記第十三号様式の十三に準じて調製しなければならない。

2 法第四十九条第七項に規定する総務省令で指定する市町村の選挙管理

委員会の委員長は、令第五十九条の六第九項又は第五十九条の六の三第七項の規定により送信された投票を受信したときは、当該投票を受信した前項の受信に用いるべき用紙の投票送信用紙の必要事項記載部分を受信すべき部分の余白に、当該投票を受信した日時を印字しなければならない。

(指定船舶等)に乗船している船員の不在者投票における投票用封筒の様式)

第十条の十 令第五十九条の六第十四項又は第五十九条の六の三第九項の規定による投票用封筒は、別記第十三号様式の十四に準じて調製しなければならない。

(南極選挙人証の交付の申請等)

第十条の十一 令第五十九条の七第一項の規定による南極選挙人証の交付の申請は、当該選挙人が法第四十九条第九項に規定する南極地域調査組織に属する選挙人(南極地域調査組織に同行する選挙人で当該南極地域調査組織の長の管理の下に南極地域における活動を行うものを含む。)であることを証する書面(当該南極地域調査組織の南極調査期間(令第五十九条の八第一項に規定する南極調査期間をいう。以下同じ。)の記載があるものに限る。)を添えて、文書でしなければならない。

2 4 (略)

(南極調査員の不在者投票における受信用紙の様式等)

第十条の十五 (略)

2 法第四十九条第九項に規定する総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第五十九条の八第三項において準用する令第五十

委員会の委員長は、令第五十九条の六第九項

の規定により送信された投票を受信したときは、

前項の受信に用いるべき用紙の投票送信用紙の必要事項記載部分を受信すべき部分の余白に、当該投票を受信した日時を印字しなければならない。

(指定船舶)に乗船している船員の不在者投票における投票用封筒の様式)

第十条の十 令第五十九条の六第十四項の
の規定による投票用封筒は、別記第十三号様式の十四に準じて調製しなければならない。

(南極選挙人証の交付の申請等)

第十条の十一 令第五十九条の七第一項の規定による南極選挙人証の交付の申請は、当該選挙人が法第四十九条第八項に規定する南極地域調査組織に属する選挙人(南極地域調査組織に同行する選挙人で当該南極地域調査組織の長の管理の下に南極地域における活動を行うものを含む。)であることを証する書面(当該南極地域調査組織の南極調査期間(令第五十九条の八第一項に規定する南極調査期間をいう。以下同じ。)の記載があるものに限る。)を添えて、文書でなければならない。

2 4 (略)

(南極調査員の不在者投票における受信用紙の様式等)

第十条の十五 (略)

2 法第四十九条第八項に規定する総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第五十九条の八第三項において準用する令第五十

九条の六第九項の規定により送信された投票を受信したときは、前項の受信に用いるべき用紙の投票送信用紙の必要事項記載部分を受信すべき部分の余白に、当該投票を受信した日時を印字しなければならない。

(指定船舶等)

第十七条の二 法第四十九条第七項に規定する船舶安全法にいう遠洋区域を航行区域とする船舶に準ずるものとして総務省令で定める船舶は、次の各号に定めるものとする。

一 (略)

二 (略)

九条の六第九項の規定により送信された投票を受信したときは、前項の受信に用いるべき用紙の投票送信用紙の必要事項記載部分を受信すべき部分の余白に、当該投票を受信した日時を印字しなければならない。

(指定船舶)

第十七条の二 法第四十九条第七項に規定する
総務省令で定める船舶は、次の各号に定めるものとする。

一 船舶安全法にいう近海区域を航行区域とする船舶のうち国際航海（船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第一項に規定する国際航海をいう。第五号において同じ。）に従事するもの

二 漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和三十八年政令第六号）第一項（第一号、第五号から第七号まで、第十一号及び第十二号を除く。）に規定する漁業に従事する船舶。ただし、同令第一項第四号に規定する漁業に従事する船舶にあつては東海黄海海区（最高潮時海岸線上島根山口両県界北西の線以南の日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海の海域をいう。）、太平洋中央海区（東経百七十九度五十九分四十三秒以西の北緯二十度二十一秒の線、北緯二十度二十一秒以北、北緯四十度十六秒以南の東経百七十九度五十九分四十三秒の線及び東経百七十九度五十九分四十三秒以东の北緯四十度十六秒の線から成る線以南の太平洋の海域（南シナ海の海域を除く。）をいう。）、又はインド洋海区（南緯十九度五十九分三十五秒以北（ただし、東経九十五度四秒から東経百十九度五十九分五十六秒の間の海域については、南緯九度五十九分三十六秒以北）のインド洋の海域をいう。）において操業するものに、同項第九号に規定する漁業に従事する船

三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 (略)

2 法第四十九条第七項に規定する指定船舶以外の船舶であつて指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものは、船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第三条第一項の規定により同規則第二条第四項に規定する外航船舶運航事業を営む者が報告する当該事業の用に供する船舶のうち、船籍が日本以外の国である船舶とする。

第二章 期日前投票及び不在者投票

第十七条の二の三 法第四十九条第九項に規定する総務省令で指定する市町村は、東京都中央区及び港区とする。

別記

船舶にあつては近海まぐる漁業（浮きはえ縄を使用してまぐる、かじき又はさめをとることを目的とする漁業をいう。ただし、総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船によるものを除く。）に従事するものに限る。

三 特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第一条第一項第六号又は第八号に規定する漁業に従事する船舶。ただし、同号に規定する漁業に従事する船舶にあつては、総トン数三十トン以上のものに限る。

四 漁業法施行規則（昭和二十五年農林省令第十六号）第一条の許可を受けて行う鯨類の資源調査に従事する船舶

五 漁船特殊規則（昭和九年逓信農林省令）第五条第五号に規定する業務に従事する船舶のうち国際航海に従事するもの

六 自衛隊が所有する船舶のうち自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第百条の四の規定により自衛隊が行う南極地域における科学的調査についての協力の業務に現に従事するもの

（新設）

第十七条の二の三 法第四十九条第八項に規定する総務省令で指定する市町村は、東京都中央区及び港区とする。

別記

第四号様式（選挙人名簿登録証明書交付申請書の様式）（第三条関係）
（別紙参照）

第四号様式の二（選挙人名簿登録証明書の様式）（第三条関係）
（別紙参照）

第十三号様式の八（指定船舶等に乘船している船員の不在者投票における
投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式）（第十条の六関
係）

（別紙参照）

第十三号様式の八の二（不在者投票管理者の管理する場所において投票を
することができない船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送
信用紙用封筒の請求書の様式）（第十条の六関係）
（別紙参照）

第十三号様式の九（指定船舶等に乘船している船員の不在者投票における
投票送信用紙の様式）（第十条の七関係）
（別紙参照）

第十三号様式の九の二（不在者投票管理者の管理する場所において投票を
することができない船員の不在者投票における確認書の様式）（第十条
の七関係）
（別紙参照）

第十三号様式の十（指定船舶等に乘船している船員の不在者投票における

第四号様式（選挙人名簿登録証明書交付申請書の様式）（第三条関係）
（略）

第四号様式の二（選挙人名簿登録証明書の様式）（第三条関係）
（略）

第十三号様式の八（指定船舶 に乗船している船員の不在者投票における
投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式）（第十条の六関
係）

（略）

（新設）

第十三号様式の九（指定船舶 に乗船している船員の不在者投票における
投票送信用紙の様式）（第十条の七関係）
（略）

（新設）

第十三号様式の十（指定船舶 に乗船している船員の不在者投票における

投票送信用紙用封筒の様式) (第十条の七関係)

第十三号様式の十一(指定船舶等)に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙等保管箱の様式) (第十条の八関係)

第十三号様式の十二(指定船舶等)に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙等保管用封筒の様式) (第十条の八関係)

第十三号様式の十三(指定船舶等)に乗船している船員の不在者投票における受信用紙の様式) (第十条の九関係)

第十三号様式の十四(指定船舶等)に乗船している船員の不在者投票における投票用封筒の様式) (第十条の十関係)

第十三号様式の十五(南極選挙人証交付申請書の様式) (第十条の十一関係)

南極選挙人証交付申請書

公職選挙法施行令第五十九条の七の規定によつて南極選挙人証の交付を受けたいので、必要書類を添え申請します。

選挙人名簿に記載されている住所

生年月日

平成何年何月何日

氏名

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名あて

添付書類

公職選挙法第四十九条第九項に規定する南極地域調査組織に属する選挙人であることを証する書面(南極調査期間の記載があるもの)

備考 氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。

別表第一(第十六条関係)

北海道

投票送信用紙用封筒の様式) (第十条の七関係)

第十三号様式の十一(指定船舶)に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙等保管箱の様式) (第十条の八関係)

第十三号様式の十二(指定船舶)に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙等保管用封筒の様式) (第十条の八関係)

第十三号様式の十三(指定船舶)に乗船している船員の不在者投票における受信用紙の様式) (第十条の九関係)

第十三号様式の十四(指定船舶)に乗船している船員の不在者投票における投票用封筒の様式) (第十条の十関係)

第十三号様式の十五(南極選挙人証交付申請書の様式) (第十条の十一関係)

南極選挙人証交付申請書

公職選挙法施行令第五十九条の七の規定によつて南極選挙人証の交付を受けたいので、必要書類を添え申請します。

選挙人名簿に記載されている住所

生年月日

平成何年何月何日

氏名

何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏名あて

添付書類

公職選挙法第四十九条第八項に規定する南極地域調査組織に属する選挙人であることを証する書面(南極調査期間の記載があるもの)

備考 氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。

別表第一(第十六条関係)

北海道

渡島総合振興局管内 松前町字大島及び字小島

青森県

青森市 大字荒川字南荒川山国有林酸ヶ湯沢（通称酸ヶ湯） 大字

荒川字寒水沢（通称冲揚平） 大字駒込字深沢（通称田代

平）

黒石市 大字大川原字蛭貝沢（通称冲揚平）

（削る）

むつ市 川内町板家戸

平川市 切明津根川森（通称善光寺平、温川温泉地） 切明温川沢

及び切明滝の森（通称大木平）

北津軽郡 中泊町大字小泊字褰内

上北郡 七戸町字南天間館

下北郡 佐井村大字長後字野平

岩手県〜東京都（略）

新潟県

村上市 三面

魚沼市 下折立 宇津野の内飛地（通称銀山平）

富山県〜長崎県（略）

鹿児島県

西之表市 馬毛島

鹿児島郡 三島村 十島村

渡島支庁管内 松前町字大島及び字小島

青森県

青森市 大字荒川字南荒川山国有林酸ヶ湯沢（通称酸ヶ湯） 大字

荒川字寒水沢（通称冲上平開拓地） 大字駒込字深沢（通

称田代平開拓地）

黒石市 大字大川原字蛭貝沢（通称冲上平開拓地）

十和田市 大字奥瀬字十和田（通称十和田湖畔）

むつ市 川内町板家戸

平川市 切明津根川森（通称善光寺平開拓地、温川温泉地） 切明

温川沢及び切明滝の森（通称大木平開拓地）

北津軽郡 中泊町大字小泊字褰内

上北郡 七戸町字南天間館

下北郡 佐井村大字長後字野平

岩手県〜東京都（略）

新潟県

魚沼市 下折立 宇津野の内飛地（通称銀山平）

岩船郡 朝日村大字三面

富山県〜長崎県（略）

鹿児島県

西之表市 馬毛島

鹿児島郡 三島村 十島村

熊毛郡 屋久島町口永良部島
大島郡 宇検村枝手久島 瀬戸内町与路島及び請島

沖繩県 (略)

別表第二(第十七条関係)

北海道

函館市 小樽市 室蘭市 釧路市 網走市 留萌市 苫小牧市 稚内市
紋別市 根室市 石狩市
渡島総合振興局管内 松前町 福島町 森町
檜山振興局管内 江差町 奥尻町 せたな町
後志総合振興局管内 寿都町 岩内町 余市町
留萌振興局管内 増毛町 苫前町 羽幌町 天塩町
宗谷総合振興局管内 枝幸町 礼文町 利尻町 利尻富士町
日高振興局管内 浦河町
十勝総合振興局管内 広尾町
釧路総合振興局管内 厚岸町

青森県～神奈川県 (略)

新潟県

新潟市 中央区
村上市 上越市 佐渡市

富山県～福井県 (略)

熊毛郡 上屋久町口永良部島
大島郡 宇検村枝手久島 瀬戸内町与路島及び請島

沖繩県 (略)

別表第二(第十七条関係)

北海道

函館市 小樽市 室蘭市 釧路市 網走市 留萌市 苫小牧市 稚内市
紋別市 根室市 石狩市
渡島支庁管内 松前町 福島町 森町
檜山支庁管内 江差町 奥尻町 せたな町
後志支庁管内 寿都町 岩内町 余市町
留萌支庁管内 増毛町 苫前町 羽幌町 天塩町
宗谷支庁管内 枝幸町 礼文町 利尻町 利尻富士町
日高支庁管内 浦河町
十勝支庁管内 広尾町
釧路支庁管内 厚岸町

青森県～神奈川県 (略)

新潟県

新潟市 村上市 上越市 佐渡市

富山県～福井県 (略)

静岡県

静岡市 清水区

沼津市 伊東市 富士市 焼津市 下田市 湖西市 伊豆市 御前崎市

賀茂郡 松崎町 西伊豆町

(削る)

愛知県

名古屋市 熱田区 港区

豊橋市 半田市 碧南市 西尾市 蒲郡市 常滑市 東海市 高浜市

田原市

知多郡 南知多町 武豊町

(削る)

三重県 島根県 (略)

岡山県

岡山市 北区 中区 東区 南区

倉敷市 玉野市 笠岡市 備前市

広島県 高知県 (略)

福岡県

北九州市 門司区 若松区 戸畑区 小倉北区 小倉南区 八幡東区

八幡西区

静岡県

静岡市 清水区

沼津市 伊東市 富士市 焼津市 下田市 伊豆市 御前崎市

賀茂郡 松崎町 西伊豆町

志太郡 大井川町

浜名郡 新居町

愛知県

名古屋市 熱田区 港区

豊橋市 半田市 碧南市 西尾市 蒲郡市 常滑市 東海市 高浜市

田原市

知多郡 南知多町 武豊町

幡豆郡 一色町 吉良町 幡豆町

三重県 島根県 (略)

岡山県

岡山市 倉敷市 玉野市 笠岡市 備前市

広島県 高知県 (略)

福岡県

北九州市 門司区 若松区 戸畑区 小倉北区 小倉南区 八幡東区

八幡西区

福岡市 東区 博多区 中央区 西区
大牟田市 柳川市 大川市 豊前市 宗像市 糸島市
遠賀郡 芦屋町
京都郡 苅田町

佐賀県 (略)

長崎県

長崎市 佐世保市 島原市 諫早市 大村市 平戸市 松浦市 対馬市
壱岐市 五島市 西海市 南島原市
東彼杵郡 川棚町
北松浦郡 小値賀町
南松浦郡 新上五島町

熊本県、大分県 (略)

宮崎県

宮崎市 延岡市 日南市 日向市 串間市
(削る)
東臼杵郡 門川町

鹿児島県

鹿児島市 枕崎市 阿久根市 出水市 指宿市 西之表市 薩摩川内市
いちき串木野市 南さつま市 志布志市 奄美市
熊毛郡 屋久島町
大島郡 瀬戸内町

福岡市 東区 博多区 中央区 西区
大牟田市 柳川市 大川市 豊前市 宗像市 前原市
遠賀郡 芦屋町
京都郡 苅田町

佐賀県 (略)

長崎県

長崎市 佐世保市 島原市 諫早市 大村市 平戸市 松浦市 対馬市
壱岐市 五島市 西海市 南島原市
東彼杵郡 川棚町
北松浦郡 小値賀町 江迎町
南松浦郡 新上五島町

熊本県、大分県 (略)

宮崎県

宮崎市 延岡市 日南市 日向市 串間市
南那珂郡 南郷町
東臼杵郡 門川町

鹿児島県

鹿児島市 枕崎市 阿久根市 出水市 指宿市 西之表市 薩摩川内市
いちき串木野市 南さつま市 志布志市 奄美市
熊毛郡 上屋久町
大島郡 瀬戸内町

沖繩県 (略)

別表第三(第十七条の二の二関係)

北海道

函館市 小樽市 釧路市 稚内市 根室市 宗谷総合振興局管内 枝幸町

青森県～神奈川県 (略)

新潟県

新潟市 中央区

富山県～大分県 (略)

宮崎県

日南市

鹿児島県、沖縄県 (略)

沖繩県 (略)

別表第三(第十七条の二の二関係)

北海道

函館市 小樽市 釧路市 稚内市 根室市 宗谷支庁管内 枝幸町

青森県～神奈川県 (略)

新潟県

新潟市

富山県～大分県 (略)

宮崎県

南那珂郡 南郷町

鹿児島県、沖縄県 (略)